

いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）

～つなぐ・いかす・支える～

令和6年3月

岩手県教育委員会

目次

I 新しい「いわて特別支援教育推進プラン」の基本的な考え方

- 1 特別支援教育に関する推進プランの概要と国の動向
 - (1) 特別支援教育に関する推進プランの概要
 - (2) 国の動向
- 2 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の方向性

II いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）

- 1 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の概要
- 2 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の施策の具体的な展開

つなぐ ～就学から卒業までの一貫した支援の整備・充実～

- (1) 早期からの継続した教育支援体制の整備・充実
- (2) 卒業後を見据えた支援の充実

いかす ～各校種における指導・支援の充実～

- (1) 地域資源を活用した指導・支援の充実～
- (2) 多様なニーズに対応した指導・支援の充実
- (3) 連続性のある多様な学びの場の充実

支える ～教育環境の充実・県民理解の促進～

- (1) 多様なニーズに対応した教育諸条件の整備
- (2) 共生社会の形成に向けた県民の理解

別添

岩手特別支援教育推進プラン（2019～2023）の実施状況報告

I 新しい「いわて特別支援教育推進プラン」の基本的な考え方

I 特別支援教育に関する推進プランの概要と国の動向

(I) 特別支援教育に関する推進プランの概要

これまでの特別支援教育に関する推進プランの概要や策定の背景等を以下に示します。

◇「特別支援教育の推進について（通知）」※¹

文部科学省初等中等教育局長通知（H19）

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

◇「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」

岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会※²（H20）

【基本理念】

「共に学び、共に育つ教育」の推進

【特別支援教育の目指す姿】

- ▶ 身近な地域において、一人一人の教育的ニーズに応じる教育
- ▶ 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが自己実現できる教育
- ▶ 幼児期からの継続的・系統的な教育

◇「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」※³（H23）

【目的】

障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら、心豊かに主体的に生活することができる（共に学び共に生きる）地域づくり

◆「いわて特別支援教育推進プラン【平成 25 年度～平成 30 年度】（H25）

【主な施策】

- ・ 県就学指導委員会の機能改善
- ・ 重度重複障がいや通常の学級等に係る研究

◆「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）（H31）※以下「現推進プラン」

現推進プランは、「いわて県民計画」、「岩手の教育振興」の基本目標及び政策推進の基本方針や、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」※³の趣旨を踏まえ、県教育委員会等における他の計画との整合性を図りながら平成 31 年 3 月に策定されたものであり、令和 5 年度が完結年度となっています。

そこで、新たに今後の本県特別支援教育の方向性を示す「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」（以下「新推進プラン」という。）を策定し、特別支援教育の取組を推進することにより、すべての人がお互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会※⁴の実現を目指します。

※¹ 特別支援教育の推進について（通知）：特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、各学校において行う特別支援教育の基本的な考え方、留意事項を示したもの。

※² 岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会：障がい児（者）の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援の推進を図るため、関係機関との連携と必要事項の検討を行う。岩手県保健福祉部障がい保健福祉課及び岩手県教育委員会事務局学校教育室による共同設置。令和 5 年度より「岩手県発達障がい者整備検討・広域特別支援連携協議会」に名称変更。

※³ 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」：障がいについての理解の促進と障がいのある人に対する不利益な取り扱いの解消に関して、基本理念や県等の責務、役割等を定めた条例。平成 22 年 12 月に全国で 3 番目に制定。

※⁴ 共生社会：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある方々等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

(2) 国の動向

現推進プラン策定後、我が国においては、令和3年1月に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」※⁵報告において、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指すという基本的な考え方が示されました。また、「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」※⁶においては、障害のある子供の学びの場の整備・連携強化、特別支援教育を担う教師の専門性の向上、関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実等、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進するための基本的な考え方が示されています。

令和3年6月の「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」※⁷では、就学をはじめとする必要な支援を行う際の基本的な考え方や、医療的ケア児※⁸の受け入れに際し、就学に関わる関係者の全てが、理解しておくべき基本的な考え方が示されました。

同年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」※⁹が施行され、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指す取組についても進められてきているところです。

令和4年3月の「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」※¹⁰では、学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備することや採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験する等の方策が示されました。

また、令和5年3月の「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」※¹¹では、特別支援教育に関する校内支援体制の充実、通級による指導の充実、特別支援学校の専門性を活かした取組等の方向性が示されました。

※⁵ 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」：医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について、検討を行うための有識者会議。

※⁶ 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）：特別支援教育においては、「幼児教育、義務教育、高等学校教育の全ての教育段階において、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）や、今般の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正も踏まえ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要である」とされている。

※⁷ 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」：障害のある子供の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、障害のある子供やその保護者、市区町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方を記載している。

※⁸ 医療的ケア児：経管栄養やたんの吸引など、日常生活において必要とされる医療的ケアを受けている児童生徒等。

※⁹ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」：「医療的ケア児」を法律上できちんと定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを日本で初めて明文化した法律。医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的で作られた。

※¹⁰ 「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」：特別支援教育を担う教師の養成の在り方等について検討を行うことを目的として設置された。

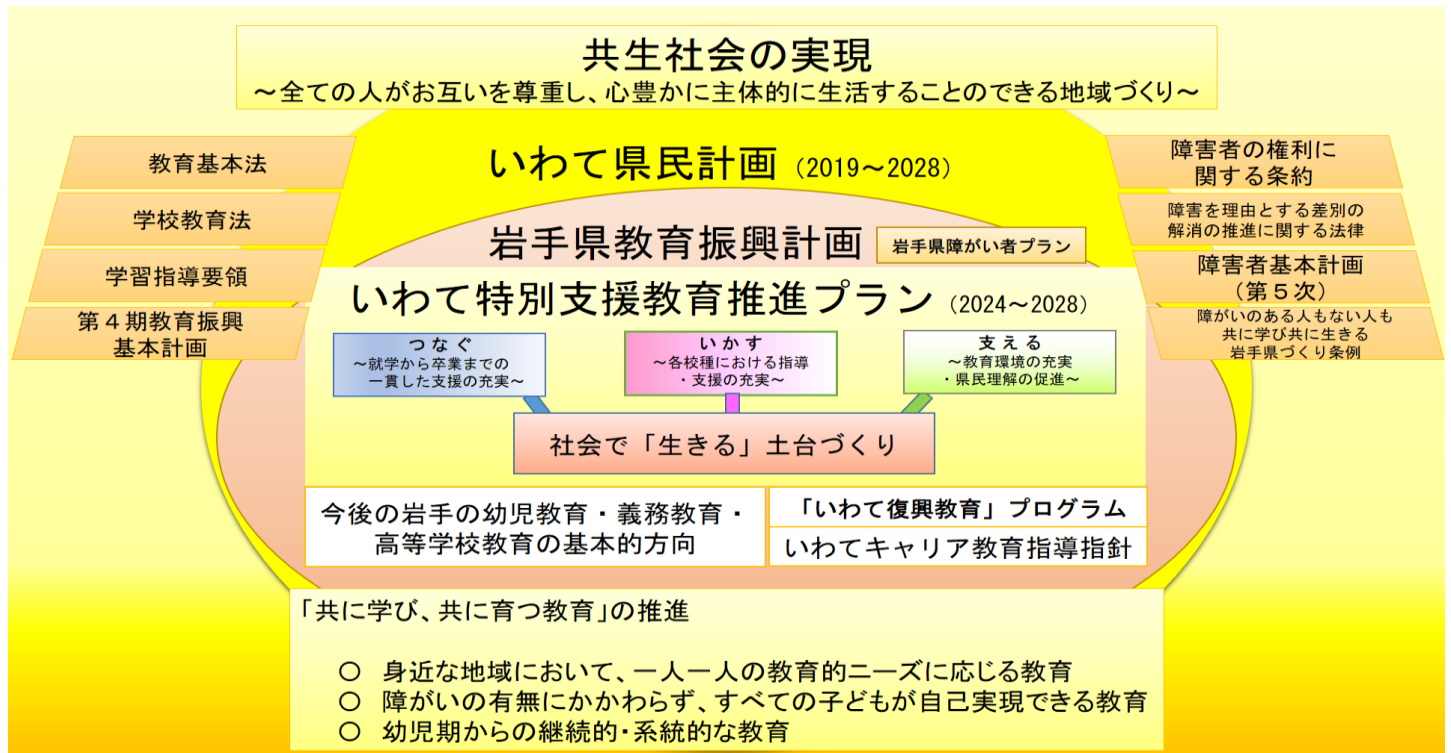
※¹¹ 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」：通級による指導の更なる充実や学校教育法第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について検討された。

2 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の方向性

新推進プランにおいては、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進するに当たって、これまでの推進プランの基本理念である「共に学び、共に育つ教育」を継承するとともに、「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードによる具体的施策の一層の推進を図ります。

新推進プランは、これまでの推進プランの方向性を引継ぎ、キーワードごとの施策に基づく目指す姿と具体的施策により構成します。また、具体的施策を推進する上で、重点的に取り組む対象を明確にすることにより、実行性のある計画とします。

新推進プランは、現推進プランと同様に「いわて県民計画」、「岩手県教育振興計画」の基本目標及び政策推進の基本方針や、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の趣旨を踏まえるとともに、「岩手県障がい者プラン」や、県教育委員会等における他の計画との整合性を図りながら取組を進めていきます。



【図】 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の方向性概念

新推進プランは、概ね10年後を見据えながら、令和6年度（西暦2024年）から令和10年度（西暦2028年）までの5年計画とし、代表的な指導と目標値の設定・評価により進捗状況を把握し、各施策の方向性として設定する目指す姿に迫っているかについて評価します。

なお、特別支援教育に関する国内外の動向、現状や課題の変化等によって、新推進プランの実行期間内であっても必要に応じた見直しを行います。

II いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）

I いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の概要

★：新規重点施策

つなぐ
一貫した支援の充実

早期からの継続した教育支援体制の整備・充実

早期からの継続した教育支援体制の整備・充実

- ★「教育支援のためのガイドライン」の改訂と早期からの教育相談・支援
- 引継ぎシート等による継続した支援
- 県教育支援委員会による市町村教育委員会への助言・援助

卒業後を見据えた支援の充実

進路・就労支援の充実

- 就労支援ネットワーク会議等を活用した、高等学校への情報提供
- 各特別支援学校と地域企業との連携
- ★地域の特色を生かした技能認定会の実施・啓発と教育活動の充実

諸記録の作成・活用による状況確認と共有化

- 引継ぎシート等による継続した支援

いかに
各校種における指導・支援の充実

地域資源等を活用した指導・支援の充実

特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援

- 継続型訪問支援・随時相談支援を活用した指導・支援
- 地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援

地域の特別支援学級等の充実

- 複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等

連続性のある多様な学びの場の充実

- ★特別支援学校と小・中・義務教育学校、高等学校との交流人事促進

エリアコーディネーターによる関係者等の連絡・調整・研修支援

- エリアコーディネーターの配置・運用
- ★特別支援教育エリアコーディネーターの支援体制整備

関係機関と連携した協議の充実

- 各分野の関係者による意見交換や情報共有を図る協議の場の設置

多様なニーズに対応した指導・支援の充実

各校種の特別支援教育の推進

- 幼児期における教育上特別な支援を必要とする幼児への指導・支援
- 小・中・義務教育学校における教育上特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援
- ★高等学校における指導・支援に係る研究
- 特別支援学校における児童生徒への指導・支援
- 多様性を前提とした学級経営、教科教育と特別支援教育の融合

教職員等の専門性の向上

- 公立小・中・義務教育諸学校管理職研修、★高等学校管理職研修
- 市町村教育委員会指導主事等研修
- 各校種の実情やニーズに応じた研修
- 特別支援学校教員、特別支援学級・通級による指導担当教員等研修
- 特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修
- 特別支援学校教員教科等研修
- 国立特別支援教育総合研究所への派遣研修
- 特別支援教育コーディネーター研修

連続性のある多様な学びの場の充実

交流及び共同学習の充実

- すべての校種における交流及び共同学習
- 小・中・義務教育諸学校における「交流籍」を活用した交流及び共同学習

支える
教育環境の充実
・県民理解の促進

多様なニーズに対応した教育諸条件の充実

小・中・義務教育学校等における教育諸条件の整備

- 特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による設置

高等学校等における教育諸条件の充実

- 特別支援教育支援員等の総合的観点による配置

特別支援学校における教育諸条件の充実

- 特別支援学校の整備推進
- 地域に根ざす特別支援学校分教室の運用
- 医療との連携による多様な学びの場の保障
- 医療的ケア児に係る看護職員の配置

専門家を活用した指導・支援の充実

- 専門家の活用

共生社会の形成に向けた県民の理解

共生社会の形成に向けた県民の理解

- 県民向け公開講座
- 特別支援教育サポーター養成
- スポーツ活動、文化芸術活動を通じた生きがいづくり、地域とのつながりづくり

2 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の施策の具体的展開

つなぐ ～就学前から卒業後までの一貫した支援の充実～

(1) 早期からの継続した教育支援体制の整備・充実

就学前から卒業後までの一貫した支援の充実のためには、本人及び保護者に対して十分な情報提供をした上での、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した教育支援体制の整備・充実を図る必要があります。

新推進プランにおいても引続き、就学前、及び、就学移行期に焦点を当てた具体的施策を展開し、早期からの継続した教育支援体制の整備・充実につなげていきます。

<目指す姿>

- ・教育上特別な支援を必要とする幼児の保護者が、就学に際して必要とする情報を得ながら、適切な就学先の決定につなげることができる。
- ・教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導内容や支援方法が、進級や進学先等に引き継がれる。

<進捗状況確認指標>

引継ぎシート等を活用して、継続して支援を行っている学校の割合

現状（2022）	目標値（2028）
100%	100%を継続

具体的施策 ★：新規重点施策 <実施単位>

早期からの継続した教育支援体制の整備

★「教育支援のためのガイドライン」の改訂と早期からの教育相談・支援

<県（学教）>

- ・「教育支援のためのガイドライン」の改訂と早期からの教育相談・支援

2024	2025	2026	2027	2028
◆「教育支援のためのガイドライン」の改訂・普及	◆「教育支援のためのガイドライン」の普及			▶

- ・市町村就学支援担当者への「教育支援のためのガイドライン」の理解促進
- ・教育支援に関する各市町村への助言・援助

<市町村>

- ・教育支援に係るリーフレット等の作成・活用による、就学に関する保護者への事前の情報提供・就学支援

○引継ぎシート等による継続した支援

<市町村、幼、小、中、高、特>

- ・各市町村における引継ぎシート^{※12}等を活用した継続した支援
 - ※ 市町村が独自に取り組んでいる場合（例 宮古圏域のPASS、盛岡市の就学支援シート）は、市町村の取組によるものでよい
- ・中学校段階から高等学校段階への調査書・引継ぎシートを活用した継続支援
 - ※ 中学校段階から高等学校段階への引継ぎについては、必ず引継ぎシートを活用することとし、必要に応じて市町村の取組を加えてもよい。

○県教育支援委員会による市町村教育支援委員会への教育支援に関する助言・援助

<県（学教）、特>

- ・県教育支援委員会調査員^{※13}による、各市町村教育支援状況の確認、県教育支援委員会への報告、市町村教育支援委員会への運営支援
- ・県教育委員会学校教育室や就学支援アドバイザー^{※14}による、市町村教育委員会への教育支援に関する助言・援助

※¹² 引継ぎシート：支援の必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握するとともに、児童生徒の状況を保護者や関係機関で情報共有し、継続した一貫性のある指導・支援を組織的・計画的に行うこと、進学時の引継ぎに対する保護者の不安を取り除くことなどを目的に作成されるもの。進学先の学校等において、適切な指導と必要な支援をスタートさせるための重要なツールとして活用するもの。

※¹³ 県教育支援委員会調査員：県教育士絵に員会に置く、専門的事項を調査する者。特別支援教育エリアコーディネーターが任命されている。

※¹⁴ 就学支援アドバイザー：各市町村教育委員会において、特別な支援を必要とする幼児等の就学に関する相談や、学びの場の調整・決定・変更の就学支援が円滑に進むことができるように、就学支援ファイルや引継ぎシートの作成・活用、市町村教育委員会の運営への助言を行う。

(2) 卒業後を見据えた支援の充実

就学前から卒業後までの一貫した支援の充実のためには、生徒一人一人が自己の進路や職業を主体的に選択し、決定できるために必要な資質・能力の育成とその取組を引継ぐことなどについても必要です。そこで、新推進プランにおいては、地域や企業、関係機関とのつながりを生かすとともに、卒業を見据えた進路・就労支援、学校や企業との情報共有による具体的な施策を展開し、卒業後の自立と社会参加を見据えた支援の充実につなげていきます。

<目指す姿>

- ・教育上特別な支援を必要とする児童生徒が、卒業後を見据えた学習を積み重ね、進路実現につながる。

<進捗状況確認指標>

いわて特別支援学校就労サポーター制度登録企業数

現状（2022）	目標値（2028）
127 企業	163 企業

具体的施策 ★：新規重点施策 <実施単位>

進路・就労支援の充実

○就労支援ネットワーク会議等を活用した、高等学校等への情報提供

<特>

- ・就労支援ネットワーク会議※¹⁵に関する周知・運営
- ・高等学校等に対して就労支援に関する情報の提供

<県（商工）>

- ・県内就業・キャリア教育コーディネーター及び就業支援員による支援
- ・各障がい者就業・生活支援センターによる支援
- ・地域若者サポートステーションによる支援

○各特別支援学校における地域企業との連携

<県（学教）、県（商工）>

- ・いわて特別支援学校サポーター制度※¹⁶登録企業の周知・表彰
- ・取組に関する県民向け情報発信

<県（商工）>

- ・学校卒業予定者を対象とした障がい者委託訓練等の実施
- ・インターンシップの受け入れ

<特、県民>

- ・企業との連携協議会※¹⁷の充実

★地域の特色を生かした技能認定会の実施・啓発と教育活動の充実

<特>

- ・地域の特色を生かした特別支援学校技能認定会※¹⁸の地域企業への啓発
- ・地域の特色を生かした特別支援学校技能認定会の実施を踏まえた、教育活動の改善

諸記録の作成・活用による状況確認と共有化

★引継ぎシート等による継続した支援 ※ | (1)再掲

※¹⁵ 就労支援ネットワーク会議：県内 10 地区に設置されており、特別支援学校とハローワーク、市町村保健福祉課、広域振興局、福祉事業所等が構成メンバーとなり、特別支援学校高等部生徒や卒業生の就労・生活状況に係る情報交換を年 1・2 回程度行う。

※¹⁶ いわて特別支援学校サポーター制度：特別支援学校高等部に在籍する生徒の就業体験等の受け入れ支援を行っている企業を県民に広く周知するとともに、長期にわたり継続して支援をいただいている企業に対して、知事から感謝状を贈呈することにより、特別支援学校と企業との連携強化、継続的な支援による長期的な見通しをもった進路指導や雇用の機会の拡大を図ることを目的とするもの。

※¹⁷ 特別支援学校と企業との連携協議会：地域の事業所・企業に特別支援学校や障がいのある生徒への理解促進・就労への協力を得るために、地域の特別支援学校と地域企業が情報交換を行う。

※¹⁸ 特別支援学校技能認定会：特別支援学校高等部生徒の働くために必要な態度や技能、意欲などの向上を図るとともに、企業や関係機関の生徒理解や実習及び雇用機会の拡大を図ろうとするもの。

2 いかす ～各校種における指導・支援の充実～

(1) 地域資源を活用した指導・支援の充実

各校種における指導・支援の充実のためには、各校において特別支援教育を主体的に推進していくことを前提としながら、地域における関係機関と連携を図り、指導・支援の方向性を定めつつ、日々改善に努めていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、特別支援学校や福祉機関との連携、各校種における特別支援教育体制への支援、相談体制の整備等に焦点を当てた具体的施策を展開し、地域資源を活用した指導・支援の充実につなげていきます。

<目指す姿>

- ・各校において地域資源を活用した指導・支援の改善に努め、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことにつなげようとしている。

<進捗状況確認指標>

教育上特別な支援を必要としている児童生徒が在籍している学校で、学校がエリアコーディネーターや中核コーディネーター、特別支援学校のセンター機能等の活用が必要と判断し、実際に活用して指導・支援の改善を行っている学校の割合

現状（2022）	目標値（2028）
新規	100%

具体的施策 ★：新規重点施策 <実施単位>

特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援

○継続型訪問支援・随時相談支援を活用した指導・支援

<特>

- ・小・中・義務教育学校の全ての学級を対象とした継続型訪問支援の実施
- ・すべての校種への随時相談支援の実施

<幼、小、中、高>

- ・適時性・継続性等の視点による段階的な支援

（例 校内での一次支援、近隣校や関係教育委員会等による二次支援、特別支援学校による三次支援）

○地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援

<県（学教）、教事、市町村、特>

- ・特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等の実施
- ・特別支援教育中核コーディネーター^{※19}の養成・委嘱・活用事例の周知
- ・特別支援教育中核コーディネーターによる授業や研究等の支援、特別支援教育担当者との相談

※¹⁹ 特別支援教育中核コーディネーター：各市町村教育委員会からの推薦により、各教育事務所長から委嘱される者。県内4地区における特別支援教育コーディネーター連絡会において、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携を図りながら、地域の特別支援教育の推進のための協議や研修を行う。所属校における本務との調整を図りながら地域内における特別支援教育に関する授業・研究等の支援や特別支援教育担当との相談を行う。地域における特別支援教育の推進的役割を担う。

< 県（学教） >

- ・特別支援教育中核コーディネーターを対象とした研修会の実施

2024	2025	2026	2027	2028
◆特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等の実施				→
◆特別支援教育中核コーディネーターの活用事例の共有				→

地域の特別支援学級等の充実

○複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等

< 市町村、小、中 >

- ・中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした授業交流・研修等の実施
- ・指導教諭や特別支援教育中核コーディネーター、特別支援学校教員等の活用

連続性のある多様な学びの場の充実

★特別支援学校と小・中・義務教育学校、高等学校との交流人事促進

< 県（教職）、県（学教）、教事、市町村 >

- ・各校種における特別支援教育、教科等指導、学級経営等の向上につなげる交流人事

特別支援教育エリアコーディネーターによる関係者等の連絡・調整・研修支援

○特別支援教育エリアコーディネーターの配置・運用

< 県（学教）、県（教職）、教事、特 >

- ・特別支援教育エリアコーディネーター^{※20}の配置・運用
- ・事例の見立て、個や集団へのかかわり等に関して専門性を有する教員等の活用

★特別支援教育エリアコーディネーターの支援体制整備

< 特 >

- ・高等学校への教科学習を含めた随時相談体制構築のため、盛岡教育事務所管内の特別支援教育エリアコーディネーター所属校を知的障がい特別支援学校の盛岡みたけ支援学校から病弱特別支援学校の盛岡青松支援学校へ変更
- ・心身発達サポートチーム（仮）^{※21}による相談体制整備の検討

関係機関と連携した協議の充実

○各分野の関係者による意見交換や情報共有を図る協議の場の設置

< 県（学教）、県（保福） >

- ・「発達障がい者支援体制整備検討・広域特別支援教育連携協議会」、「障がい者関係団体との意見交換会」等の設置・運営
- ・各市町村が設置する関係機関と連携した協議の場への助言・援助

※20 特別支援教育エリアコーディネーター：平成22年度から、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター専任化を実施しており、通称、特別支援教育エリアコーディネーターを、各教育事務所管内の地域に設置されている特別支援学校のうち1校に、各1名配置している。なお、各園・校においては、校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図る役割を担う教員が、特別支援教育コーディネーターとして所属長から任命されている。

※21 心身サポートチーム（仮）：盛岡青松支援学校と関係施設の連携により、病弱特別支援学校として心と体の相談支援を実施する。

(2) 多様なニーズに対応した指導・支援の充実

各校種における指導・支援の充実のためには、学習指導要領の趣旨や、それぞれの学びの場の特性を理解した上で、幼児児童生徒一人一人を見取り、教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導と必要な支援を行っていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、新学習指導要領等の改訂を踏まえた各校種における特別支援教育の推進、それを支える教職員の専門性の向上に焦点を当てた具体的施策を展開し、多様なニーズに対応した指導・支援の充実につなげていきます。

<目指す姿>

- 各教職員の新学習指導要領の趣旨理解や、特別支援教育に関する専門性向上に向けた研修により、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、個別の指導計画の活用等による適切な指導と必要な支援を受ける。

<進捗状況確認指標>

特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した小・中学校等及び高等学校の教員数

現状 (2022)	目標値 (2024-2028)
593 名	1280 名

具体的施策 ★：新規重点施策 <実施単位>

各校種の特別支援教育の推進

○幼児期における教育上特別な支援を必要とする幼児への指導・支援

- <県（学教）、県（教セ）、幼>
- 各園や幼児の実情に応じた指導・支援の実施

○小・中・義務教育学校における教育上特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援

- <県（学教）、県（教セ）、小、中>
- 各校や児童生徒の実態に応じた指導・支援の実施
 - 中学校による特別支援教育に係る進路指導の充実のための「中学校と特別支援学校高等部との進路情報交換会」※²²の実施

2024	2025	2026	2027	2028
<ul style="list-style-type: none"> ◆「中学校と特別支援学校高等部との進路情報交換会」の検討 ◆「中学校と特別支援学校高等部との進路情報交換会」の実施（沿岸南部教育事務所管内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「中学校と特別支援学校高等部との進路情報交換会」の実施 			→

※²² 中学校と特別支援学校高等部との進路情報交換会：特別支援学校高等部での生活や学習内容、卒業後の進路等に関して、中学校進路担当者との情報交換を目的としたもの。

★高等学校における指導・支援の研究

<高、特、県（学教）、県（教セ）>

- ・各校や生徒の実情に応じた指導・支援の実施
- ・高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒への支援の充実に向けたガイドブックの作成

2024	2025	2026	2027	2028
<p>◆高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒への支援の充実に向けたガイドブックの作成（校内支援体制充実）</p> <p>◆「通級による指導」、相談支援等の事例共有</p>	<p>◆高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒への支援の充実に向けたガイドブックの作成（進路支援体制充実）</p>	<p>◆高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒への支援の充実に向けたガイドブックの普及（校内支援体制充実、進路支援体制充実）</p>		

- ・「通級による指導」実施校における推進と、特別支援学校による相談支援等の実施

○特別支援学校における児童生徒への指導・支援

- ・各校種や児童生徒の実情に応じた指導・支援の実施

○多様性を前提とした学級経営、教科教育と特別支援教育の融合

<県（学教）、県（教セ）、小、中、高、特>

- ・学級経営、授業づくりに関する資料作成、実践事例の周知
- ・ICT機器（タブレット型端末）を活用した実践的・効果的な授業の展開や授業改善の推進
- ・ICT機器（タブレット型端末）を活用した授業の在り方や授業実践に係る情報交換・取組の共有等に関する校内研修会の実施
- ・ICT機器（タブレット型端末）実践事例集の作成
- ・音声教材^{※23}等の活用内容や実践事例の周知

教職員等の専門性の向上

○公立小・中・義務教育学校等管理職研修

★高等学校管理職研修

<県（教職）、県（学教）、教事、市町村、研団>

- ・管理職研修に特別支援教育の内容の組み入れ
- ・岩手県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会^{※24}、岩手県特別支援教育研究会、岩手県高等学校長協会等との連携による研修の実施

○市町村教育委員会指導主事等研修

<県（学教）、教事、市町村、特>

- ・指導主事会議を活用した研修の機会の設定
- ・市町村教育支援担当者研修会の実施
- ・市町村教育委員会指導主事等による特別支援教育コーディネーター連絡会への参加

※²³ 音声教材：通常の検定教科書で使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット端末等を活用して学習する教材。教科書バリアフリー法に基づき、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し、ボランティア団体等が制作している。文部科学省から委託を受けた団体が調査研究を行い、音声教材を制作し、読み書きが困難な児童生徒に提供している。

※²⁴ 岩手県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会：特別支援学級や通級による指導教室を設置している小・中・義務教育学校の校長により組織されている協議会。管理運営に関する調査研究、特別支援教育並びに特別支援教育一般について研修活動を主な事業としている。

○各校種の実情やニーズに応じた研修

<県（学教）、県（保福）、医療、幼、小、中、高、特>

- ・総合教育センターや特別支援学校による、特別支援教育や教育相談等の研修の実施
- ・福祉・医療機関等と協働した研修会の実施

○特別支援学校教員、特別支援学級・通級による指導担当教員等研修

<県（教職）、県（学教）、県（教セ）、幼、小、中、高、特、研団、大学>

- ・特別支援教育に関する免許認定講習受講推進
- ・大学や各障がい種連絡会と連動した障がい種別専門研修の実施
- ・通級による指導担当教員養成講座の継続実施
- ・ことばの教室担当教員の専門性向上のための講義動画の作成
- ・教育相談コーディネーター養成研修を活用した、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育エリアコーディネーター、高等学校における通級による指導担当教員等の養成

○特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修

<県（学教）、県（教セ）、小、中、高>

- ・特別支援教育担当認定制度^{※25}の継続

○各障がい種特別支援学校における研究・研修の充実による授業力向上

<県（学教）、県（教セ）、特>

- ・特別支援学校公開授業研究会の実施
- ・特別支援学校OJT^{※26}による自立活動・教科教育指導力向上

○特別支援学校教員教科等研修

<県（学教）、県（保体）、県（生文）、県（教セ）、特>

- ・ステージアップ研修における教科等に関する内容の充実
- ・総合教育センターにおける希望研修、公開研修の積極的な活用
- ・スポーツ・文化芸術活動の充実に向けた研修会の実施

○国立特別支援教育総合研究所への派遣研修

<県（学教）、県（教職）、小、中、高、特>

- ・国立特別支援教育総合研究所における各障がい種別専門研修への派遣

○特別支援教育コーディネーター研修

<県（学教）、県（教職）、幼、小、中、高、特>

- ・特別支援学校や総合教育センターを活用した研修会の実施
- ・各校における伝達講習会の実施

※²⁵ 特別支援教育認定制度：特別支援教育新任担当教員研修講座、特別支援教育2年目研修講座、特別支援教育3年目研修講座による継続型研修を活用し、経験年数や実績等を加味しながら、特別支援教育担当A級・S級、特別支援教育SVを認定する。

※²⁶ OJT：On the Job Trainingの略。日常の職務を通じた能力向上を意味する。学校現場においては、校内の既存の取組を活用しながら「効率よく教え合い学び合う仕組み」を充実させ、個々の教員の資質能力を高めていくことが期待される。

(3) 連続性のある多様な学びの場の充実

各校種における指導・支援の充実のためには、学級や幼児児童生徒一人一人の目標を明確にしながら交流及び共同学習を推進し、障がいのある児童生徒等にとっても、障がいのない児童生徒にとっても、共生社会の形成に向けた経験の拡充や、社会性や豊かな人間性、多様性を尊重する心を育むことが大切な視点です。

そこで、新推進プランにおいては、児童生徒等へのねらいを明確にした上で、各校種に応じた取組に焦点を当てた具体的施策を展開し、交流及び共同学習の充実につなげていきます。

<目指す姿>

- ・各園・校において、交流及び共同学習を推進することにより、幼児児童生徒が共生社会の形成に向けた経験を広げたり、社会性や豊かな人間性、多様性を尊重する心を育てたりする。

<進捗状況確認指標>

交流籍の活用や学校間交流等により交流及び共同学習を実施した児童生徒の割合（％）

現状（2022）	目標値（2028）
66.0%	78.0%

具体的施策 ★：新規重点施策 <実施単位>

交流及び共同学習の充実

○すべての校種における交流及び共同学習

幼稚園・認定こども園・保育所

<県（学教）、県（教セ）、幼、特>

- ・特別支援学校に通学する幼児と近隣幼稚園等の幼児との交流及び共同学習の継続支援
- ・研修会等における交流及び共同学習の事例周知

小・中学校・義務教育学校

<県（学教）、市町村、小、中、特>

- ・交流籍※²⁷を活用した交流及び共同学習の円滑な実施
- ・児童会・生徒会主体による取組事例や、中学校段階における取組事例の周知・推進

高等学校

<県（学教）、県（教セ）、特>

- ・特別支援学校の近隣高等学校との交流及び共同学習の継続支援
- ・スポーツ活動を通じた交流及び共同学習の実施
- ・文化芸術活動を通じた交流及び共同学習の実施

※²⁷ 交流籍：特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中・義務教育学校に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒同士のかかわりの広がりや深まりにつなげる。

3 支える ～教育環境の充実・県民理解の促進～

(1) 多様なニーズに対応した教育諸条件の充実

特別支援教育を推進するためには、多様なニーズを把握しながら、総合的観点による教育環境の検討を行ったうえで充実させていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、多様な学びの場、専門家、医療との連携、医療的ケア児への対応に焦点を当てた具体的施策を展開し、多様なニーズに対応した教育環境の充実につなげていきます。

なお、特別支援学校における教育諸条件については、令和3年5月に策定した特別支援学校再編整備計画を具体的に進めていくものとします。

<目指す姿>

- ・教育上特別な支援を必要とする児童生徒が、それぞれの学びの場で教育的ニーズに応じた学習内容に取り組む。

<進捗状況確認指標>

県立学校における医療的ケアが必要な児童生徒が、医療的ケア看護職員による医療的ケアを受けた割合（％）

現状（2022）	目標値（2028）
100％	100％を維持

具体的施策 ★：新規重点施策 <実施単位>

小・中・義務教育学校等における教育諸条件の充実

★特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による設置

<県（教職）、県（学教）、市町村、小、中、高>

- ・特別支援学級・通級指導教室の設置推進
- ・市町村教育委員会等による特別支援学級及び通級指導教室の教育課程編成支援

高等学校等における教育諸条件の充実

○特別支援教育支援員等の総合的観点による配置

<県（学教）、高>

- ・高等学校等への特別支援教育支援員^{※27}等の配置
- ・特別支援教育支援員等の研修実施

特別支援学校における教育諸条件の充実

○特別支援学校の整備推進

<県（学教）、県（教職）、県（教企）>

- ・特別支援学校整備計画（令和3年度～令和10年度）の推進
- ・特別支援学校分教室設置について、総合的な視点による検討

★地域に根ざす特別支援学校分教室の運用

< 県（学教）、県（教職）、市町村、小、中、特 >

- ・地域型特別支援学校分教室の推進
- ・特別支援学校分教室連携推進連絡会※²⁸の開催
- ・特別支援学校分教室における小・中・義務教育学校児童生徒の「共学籍」※²⁹（仮）を活用した交流及び共同学習

2024	2025	2026	2027	2028
◆分教室における「共学籍」を活用した交流及び共同学習の検討	→	◆分教室における「共学籍」を活用した交流及び共同学習の運用開始	→	

○医療との連携による多様な学びの場の保障

< 県（学教）、県（教職）、特 >

- ・「長期入院高校生の教育支援（学習保障）制度」を活用した学習保障

○医療的ケア児に係る看護職員の配置

< 県（学教）、特 >

- ・岩手県立学校における看護職員の配置
- ・医療的ケアアドバイザーの委嘱と実施状況の視察
- ・医療的ケア研修会の開催
- ・特別支援学校における看護職員の活用事例周知

専門家を活用した指導・支援の充実

○専門家の活用

< 県（学教）、県（教職）、市町村、小、中、高、特 >

- ・各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー※³⁰の配置
- ・県立学校へのスクールソーシャルワーカー出張相談・電話相談
- ・スクールカウンセラー※³¹による心のケア
- ・特別支援学校における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士※³²等の活用
- ・各市町村における専門家等の活用事例周知

※²⁸ 特別支援学校分教室連携推進連絡会：特別支援学校分教室設置校が、それぞれの分教室運営や教育活動、併設校との連携について共有し、今後の分教室運営を充実させ、「共に学び、共に育つ教育」の一層の充実を図る。

※²⁹ 共学籍（仮）：特別支援学校分教室において、特別支援学校が設置されている市町村の小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒の教育的ニーズに応じた交流及び共同学習を継続的に実施し、地域における連続性のある多様な学びを保障するとともに、特別支援学校分教室の職員が、小・中・義務教育学校等の職員と日常的にかかわりあいながら、それぞれの教育活動を充実させ、「共に学び、共に育つ教育」「地域に根ざす特別支援学校分教室」の一層の充実を図る。

※³⁰ スクールソーシャルワーカー：幼児児童生徒を取り巻く環境の改善に向けて、福祉機関等とのネットワークを活用して支援を行う福祉の専門家。

※³¹ スクールカウンセラー：カウンセリングを通して、本人の抱える心の問題を改善・解決し、学校生活への適応を図る心理の専門家。

※³² 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等：理学療法士（PT）とは、呼吸状態や姿勢等に関する身体機能面からの評価、学校生活で可能な運動機能の改善・向上についての指導、障がいの状態に応じた椅子や机などの備品の評価、改善等を行う者。作業療法士（OT）とは、着替え、排泄、食事、道具の操作等の日常生活動作の評価及びこれらの日常生活動作を獲得するための補助具等の制作・必要性の評価、日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の制作等を行う者。言語聴覚士（ST）とは、言葉の発生・発音の評価、食べる機能の評価・改善、人工内耳を装着した児童生徒等の聞こえの評価・改善等を行う者。視能訓練士（CO）とは、小児の弱視や斜視の視能矯正や視機能の検査を行う者。

(2) 共生社会の形成に向けた県民の理解

特別支援教育を推進し、共生社会を実現するためには、県民が、現在や将来の地域づくりを担うかけがえのない方々への理解を深めていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、県民を対象とした公開講座やボランティアの養成、スポーツ・文化芸術活動に焦点を当てた具体的施策を展開し、共生社会の形成に向けた県民の理解につなげていきます。

<目指す姿>

- ・特別支援教育等に関して関心や理解を示す県民が増え、特別支援教育の推進を支える。

<進捗状況確認指標>

特別支援教育サポーターの登録者数（人）

現状（2022）	目標値（2028）
364人	540人

具体的施策 ★：新規重点施策 <実施単位>

共生社会の形成に向けた県民の理解

○県民向け公開講座

<県（保福）、県（学教）、障団、研団、県民>

- ・県民向け公開講座や広報活動の実施
- ・障がい者団体や自主研究団体等が開催する講座への後援

○特別支援教育サポーター養成

<県（学教）、県（教セ）、特、県民>

- ・特別支援教育サポーター養成講座^{※33}の開催・周知
- ・サポーター活用例の周知

○スポーツ活動を通じた生きがいづくり、地域とのつながりづくり

<県（保体）、県（学教）、県（教企）、県（文ス）、小、中、高、特、障団、県民>

- ・各校種の体育連盟や競技者団体と連携した事業の実施

○文化芸術活動を通じた生きがいづくり、地域とのつながりづくり

<県（生文）、県（学教）、県（文ス）、県（保福）、小、中、高、特、障団、県民>

- ・大学や芸術団体と連携した事業の実施
- ・岩手県特別支援学校作品展等の周知

★卒業後の余暇活動の充実に向けた情報提供

<県（生文）>

- ・余暇活動に関する情報発信

※³³ 特別支援教育サポーター養成講座：特別支援学校で実施する特別支援教育サポーター養成講座を修了すると、修了認定書が授与される。希望者は、岩手特別支援教育ボランティアバンクに登録することができ、学校からの養成に応じて、授業の補助や学校生活の支援を行うことができる。

いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）による成果と課題

いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）では、「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードによる再構成を行い、具体的施策として、引継ぎシート等の活用による継続した支援や、各校種の特別支援教育の推進に係る研究、特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援、県民を対象とした特別支援教育に係る公開講座の開催の取組を展開してきました。

新推進プランの索敵に当たって、現在の特別支援教育推進状況及び、教育関係者・保護者等が感じていることを把握するため、令和4年10月から11月に実施した調査（以下「策定調査」という。）によると、現推進プランの取組により、教育相談や支援体制の整備、地域資源を活用した指導・支援の充実等に一定の成果を挙げてきた一方で、今後の課題が明らかとなりました。併せて、各学校等の現状や、共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進に当たって現在の岩手県において重要なこととして感じている点についても確認することができました。

(1) つなぐ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～

<現推進プランにおける施策の方向性と具体的施策・達成状況>

【表1】早期からの教育相談・支援体制が整備されてきていると思う保護者の割合

現推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)
84.3%	79.0%	91.0%

○ 早期からの継続した教育支援体制の整備

ア 早期からの継続した教育支援体制の整備

➡ 「教育支援のためのガイドライン」に基づく早期からの教育相談・支援

市町村就学支援・保健福祉・幼児教育担当者への「教育支援のためのガイドライン」の理解促進に取り組み、市町村教育委員会においては教育支援に係るリーフレット等を活用して保護者への事前の情報提供や、教育支援を行いました。

➡ 引継ぎシート等の活用による継続した支援

学校間や学校と医療機関をつなぐ「引継ぎシート」を令和2年度に開発し、また、「引継ぎシート作成・活用ガイドブック」を作成し、活用について周知を図りました。「引継ぎシート」を活用した小学校から中学校への引継ぎ、中学校から高等学校への引継ぎは、令和3年度中学校・高等学校入学生から行っており、学校から医療・福祉機関等への引継ぎは、必要が生じた際に速やかに活用できるようにしました。

➡ 県教育支援委員会による市町村教育支援委員会への教育支援に関する助言・援助

県教育支援委員会調査員による、各市町村教育支援状況の確認、県教育支援委員会への報告、市町村教育支援委員会への運営支援や、就学アドバイザーによる、市町村教育委員会への教育支援に関する助言・援助を行いました。

【表2】教育支援リーフレット等を活用して保護者への事前の情報提供、就学支援を行っている市町村の割合

現推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)
42.4%	100%	100%

○ 卒業後を見据えた支援の充実

イ 進路・就労支援の充実

➡ 就労支援ネットワーク会議を活用した、高等学校等への情報提供

教育上特別な支援を必要とする生徒の進路・就労状況について把握し、適宜、特別支援学校が開催している就労支援ネットワーク会議への参加について各高等学校へ働きかけ、関係機関との連携、現場実習、就労支援に関する情報提供を行いました。

➡ 特別支援学校等と地域企業等との連携

特別支援学校と企業が連携し、企業への就労を目指す生徒の働く力を育成するために、「いわて特別支援学校就労サポーター制度」を実施し、登録から5年間継続して支援に取り組んだサポーターに対して感謝状を贈呈しました。また、特別支援学校への理解促進と生徒の実習・雇用機会の向上を図るために「特別支援学校と企業との連携協議会」を実施しました。2022年度は9地区において実施し、112企業が参加しました。

【表3】企業との連携協議会の事業に参加した企業数

現推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)
70企業	112企業	100企業

➡ 特別支援学校技能認定会を活用した教育活動

各校の教育活動の成果を発表するとともに、企業・関係機関からの客観的な評価を得ながら、生徒個々の職業生活や社会生活に必要な知識・技能及び態度や意欲などの向上を図る場として、特別支援学校技能認定会を開催し、併せて、企業・関係機関の生徒理解の促進と一般雇労働を含めた雇用機会の拡大を図りました。2021年度からは、県内4会場に分散開催とし、より地元企業との連携を図りました。

【成果】

- 各市町村に教育支援リーフレット等を活用した情報提供等による取組により、早期からの支援や卒業後を見据えた支援が広がってきている。
- 引継ぎシートの活用により、校種間の引継ぎや、医療・福祉機関への引継ぎ等の取組が進んできている。
- 企業との連携協議会や特別支援学校技能認定会の開催により、特別支援学校と地域企業とのつながりが深まってきており、企業、関係機関の生徒理解の促進につながってきている。

【課題】

- 各市町村においては、教育支援リーフレット等を活用した保護者への情報提供について、一層の周知を図り、早期からの継続した教育支援に引き続き取り組むことが必要である。
- 幼児児童生徒の特性や、取り組まれてきた指導内容や支援方法等を、引継ぎシート等を活用しながら確実に進学先に伝える取組の周知を進めることが必要である。
- 特別な支援を必要とする生徒の就労に関して、企業との連携や技能認定会の取組を通して生徒理解の一層の推進や雇用機会の拡大に向けた取組を行うことが必要である。
- キャリア教育の充実とともに、すべての校種の保護者に対し、特別な支援を必要とする生徒の就労に関する情報提供を進めることも必要である。

(2) いかす～各校種における指導・支援の充実～

<現推進プランにおける施策の方向性と具体的施策・達成状況>

【表4】幼稚園等、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、計画的な指導・支援を行っていると思う保護者等の割合

現推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)
91.7%	86.6%	94.0%

○ 地域資源を活用した指導・支援の充実

ア 特別支援学校による地域支援

➡ 継続型訪問支援・随時訪問支援を活用した指導・支援

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教育エリアコーディネーターが、幼稚園や認定こども園、保育所、特別支援学級が設置されている小・中・義務教育学校 80 園・校を対象に、複数回、当該園・校を訪問する支援を実施しました。また、2022 年度からは通常の学級も対象に含め支援を実施しました。

➡ 地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援

県内 4 地区において特別支援教育コーディネーター連絡会による研修会等を開催し、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと小・中・義務教育学校で委嘱を受けた特別支援教育中核コーディネーター、教育事務所と市町村教育委員会指導主事が参加しました。

また、特別支援教育中核コーディネーターの養成・委嘱を実施し、地域の学校の授業や研究等の支援、特別支援教育担当者との相談を実施しました。

【表5】特別支援教育中核コーディネーターや特別支援教育エリアコーディネーター等を活用して、指導・支援の改善に努めている市町村の割合

現推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)
新規	100%	100%

イ 地域の特別支援学級等の充実

➡ 複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等

県内 2 地域の協力地域による実践をまとめ、県教育研究発表会での実践報告や、各市町村教育委員会等への成果物の作成・配付、各種研修会での活用を行いました。

ウ 特別支援教育エリアコーディネーターの配置による関係者等の連絡・調整支援

➡ 特別支援教育エリアコーディネーターの配置・運用

各教育事務所管内の地域に設置されている特別支援学校のうち 1 校に各 1 名の配置を継続し、各教育事務所や各市町村教育委員会特別支援教育担当者への業務の支援、関係機関や関係者との連絡・調整に関する支援、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援の充実につなげました。

エ 関係機関と連携した協議の充実

➡ 各分野の関係者による意見交換や情報共有を図る協議の場の設置

障がい保健福祉課と連携し、「発達障がい者支援体制整備検討・広域特別支援連携協議会」、「障がい者関係団体との意見交換会」等を設置し、様々な意見交換を行いました。

○ 多様なニーズに対応した指導・支援の充実

ア 各校種の特別支援教育の推進

➡ 幼児期における指導・支援の充実に係る研究

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所指針が改訂され、全面実施3年目になったことから、平成20年度に作成した「支援が必要な幼児の育ちを促す保育ガイド」の改訂版の作成・配付、Webページ掲載、各種研修会での周知・活用を図りました。

➡ 知的障がい教育における教育課程に関する研修

令和元年度に総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、研究成果物の作成、Webページ掲載、各種研修会での周知・活用を図りました。

➡ 小・中・義務教育学校における自立活動に係る研究

令和2年度に総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、研究成果物の作成、Webページ掲載、各種研修会での周知・活用を図りました。

➡ 高等学校における教育上特別な支援を必要とする生徒への指導・支援

平成29・30年度に総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、研究成果物の作成・Webページ掲載、各種研修会での周知・活用を図りました。また、高等学校特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施し、望ましい校内体制や対応の理解を深めました。

➡ 多様性を前提とした学級経営、教科教育と特別支援教育の融合

平成30年度に「共生社会の形成に向けたリーフレット」の作成・配付をしました。「いわての授業ユニバーサルデザイン」による授業改善の視点を示し、理解を深めました。

イ 教職員等の専門性の向上

➡ 小・中・義務教育学校管理職研修

小・中学校等特別支援協学級等設置校校長研修の実施、その他管理職を対象とした研修に特別支援教育の内容を取り入れ、特別支援学級等を設置する学校の経営や施策に関する識見を高め、障がいに基づく特別な教育的ニーズのある児童生徒の教育の充実に図りました。

➡ 市町村教育委員会指導主事等研修

市町村教育支援担当者研修会を実施し、教育支援の考え方や就学事務手続きについて理解を深めるとともに、各市町村教育支援委員会等の充実に図りました。また、市町村教育委員会指導主事に各地域の特別支援教育コーディネーター連絡会へ参加いただき、連携を図る体制の整備に努めました。

➡ 各校種や地域の実情・ニーズに応じた研修

すべての校種において初任者研修やライフステージ別の研修に、特別支援教育に関する内容を取り扱うとともに、課題に応じた研修講座の開設や学校等の養成に応じた研修への対応を行いました。

➡ 特別支援学校教員、特別支援学級、通級による指導担当教員等研修

特別支援教育に関する免許法認定講習会の受講を推進しました。また、各種研究団体と連動した障がい種別専門研修を実施しました。

特別支援学級及び通級指導教室担当者のニーズに対応する内容を、特別支援教育新任担当者研修講座、通級による指導担当研修会等に盛り込み、各教育事務所や総合教育センターと連携しながら実施しました。

➡ 特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修

特別支援教育新任担当、2年目担当、3年目担当を対象とした継続型の研修を実施し、修了者に特別支援教育担当A級を認定しました。そのほか、申請者に特別支援教育担当A級、特別支援教育担当S級、特別支援教育担当SV級を認定しました。

- ➡ **各障がい種別特別支援学校における研究・研修の充実による授業力向上**
特別支援学校で実施している校内授業研究会等の公開を各特別支援学校と連携しながら実践し、地域の特別支援教育の専門性の向上に努めました。

【表6】特別支援学校公開授業研究会等に参加した教員数

現推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2019-2022年度)	目標値 (2019-2023年度)
新規	593人	350人

- ➡ **特別支援学校OJTによる各教科・自立活動指導力向上**
令和2年度から令和5年度に盛岡視覚支援学校、盛岡聴覚支援学校、盛岡となん支援学校、盛岡青松支援学校、総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、「自立活動指導資料」の作成・配付、各種研究会での周知活用を図りました。
- ➡ **特別支援学校教員等教科等研修**
授業力向上研修における教科等の内容を充実させるとともに、総合教育センターにおける希望研修や公開研修の積極的な活用を図りました。
- ➡ **国立特別支援教育総合研究所、岩手大学教職大学院への研修派遣**
国立特別支援教育総合研究所で実施している「各障がい種別専門研修」へ19名、岩手大学教職大学院「特別支援教育力開発プログラム」へ5名の教員を派遣し、専門性の向上を図りました。
- ➡ **特別支援教育コーディネーター研修**
特別支援学校や総合教育センターを活用した研修会を実施し、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図りました。

○ 連続性のある多様な学びの場の充実

ア 交流及び共同学習の充実

- ➡ **すべての校種における交流及び共同学習**
特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域とのかかわりを充実させるため、「交流籍」を位置付け、居住地校との交流及び共同学習を推進しました。
令和4年度は、小・中学部を設置しているすべての県立特別支援学校から、322名の申請があり、各校や児童生徒の実情に即した取組を進めました。
また、幼稚園段階においては、特別支援学校に通学する幼児と近隣幼稚園等や居住地の幼稚園等との交流及び共同学習を実施し、高等学校においては、特別支援学校と近隣高等学校との交流及び共同学習を実施するとともに、スポーツ・文化芸術活動を通じた交流及び共同学習について取組を広げていきます。

【表7】交流及び共同学習を実施した小・中・義務教育学校、高等学校の割合

現推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)
71.9%	□□□%	100%

イ 教員交流の推進

- ➡ **特別支援学校教員と小・中・義務教育学校、高等学校教員との交流**
各校種における特別支援教育、教科等指導、学級経営等の向上につなげるため、積極的な交流人事を行いました。

【成果】

- 特別支援学校のセンター的機能を活用した相談・支援は地域の特別支援教育の推進につながっており、期待も大きい。
- 特別支援学級や通級指導教室担当者を対象とした継続的な研修を行ったことにより、特別支援教育に関する指導・支援方法の専門性の向上につながっている。
- 特別支援学校で実施している校内授業研究会等を公開することで、地域の小・中・高等学校の特別支援教育に携わる教員の専門性の向上につながっている。
- 交流及び共同学習により、居住する地域の児童生徒同士のつながりが広がるとともに教育的意義の理解も図られてきている。

【課題】

- 多様な相談等に対応するため、各校種の特別支援教育コーディネーターの一層の連携強化や階層的な相談支援体制の整備等を進めていくことが重要である。
- 行動面の課題等への対応に係る体制の一層の整備や通常の学級における一斉指導、個別支援の充実に向けた改善策を講じることが必要である。
- 交流及び共同学習の取組事例を周知しつつ、教職員が交流及び共同学習の教育的意義を再度確認し、児童生徒の目標設定や、活動の設定、学校間の連絡調整等について改善を図っていくことが必要である。

(3) 支える～教育環境の充実・県民理解の促進～

<現推進プランにおける施策の方向性と具体的施策・達成状況>

【表8】共生社会の形成に向けた県民の理解と協力が進んでいると思う保護者等の割合

現推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)
68.7%	71.1%	77.0%

○ 多様なニーズに応じた教育諸条件の充実

ア 小・中・義務教育学校等における教育諸条件の充実

➡ 特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備

小・中・義務教育学校の特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備は、対象となる指導生徒等のニーズに応じ、市町村教育委員会の要望を精査し整備を図ってきました。また、特別支援学級及び通級指導教室の教育課程編成については、市町村教育委員会指導主事や特別支援教育エリアコーディネーターの支援のもと、適正な教育課程の編成を行いました。

イ 高等学校における教育諸条件の充実

➡ 特別支援教育支援員等の総合的観点による配置

県立高等学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする生徒への学習や生活上の支援にあたっています。令和4年度は県立高等学校34校に34名の特別支援教育支援員を配置しました。また、特別支援教育支援員等の研修を実施し、児童生徒の対応等についての理解促進を図りました。

ウ 外部専門家の活用による教育諸条件の充実

➡ 外部専門家の活用

各教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、問題行動等の未然防止・早期発見及び関係機関との連絡・調整等を行いました。県立学校については、岩手県社会福祉士会に業務を委託し、各学校の依頼による出張相談・電話相談を行いました。

各学校にスクールカウンセラーを派遣し、心理的な不安等を抱える児童生徒及び教職員、保護者等への支援の充実を図りました。

特別支援学校においては、各校の教育課程等を踏まえた要望により、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士等を派遣し、教育活動の充実につなげました。

エ 特別支援学校における教育諸条件の充実

➡ 特別支援学校の整備推進

令和3年5月に策定した特別支援学校整備計画に基づき、特別支援学校の教育環境の整備について推進しています。令和4年8月に釜石祥雲支援学校が新築移転し、二戸地区に知的障がいのある児童生徒を対象とした新設校の開校に向けて、具体的な検討・調整を進めました。

➡ 地域に根ざす特別支援学校分教室の運用

特別支援学校分教室の職員が、それぞれの分教室運営や教育活動、併設校との連携について共有し、今後の分教室の運営の充実を図るため、特別支援学校分教室連携推進連絡会を開催しました。

➡ 医療との連携による多様な学びの場の確保

病気や怪我により、長期間登校できない場合には、一時的に通信制高等学校に転学し、単位取得を目指すことができるよう「長期入院高校生の教育支援（学習保障）制度」を策定しました。

➡ 医療的ケア児に係る看護職員の配置

県立学校において医療的ケア児が在籍する学校に医療的ケア看護職員を配置し、医療的ケア児に係る教育環境の整備を図りました。令和5年度は、特別支援学校9校52名の医療的ケアが必要な児童生徒を対象に、看護職員56名を任用して対応しています。また、岩手県立学校における医療的ケアに関する基本的な考え方を示した「岩手県立学校医療的ケア実施指針」を策定しました。

○ 共生社会の形成に向けた県民の理解

ア 共生社会の形成に向けた県民の理解

➡ 県民向け公開講座

県民を対象とした特別支援教育に係る公開講座を、平成30年度から令和5年度の機関に述べ9会場、令和3年度からはオンラインで年2回実施し、■■■名（H30～R4：1018名）の県民の皆様にご参加いただきました。

➡ 特別支援教育サポーター養成

各特別支援学校において特別支援教育サポーター養成講座を開催し、受講された方々に、授業や校外学習・行事等へのボランティア活動にご協力いただきました。

【表9】特別支援教育サポーター養成講座への参加者

現推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)
新規	161名	150名

➡ スポーツ活動、文化芸術活動を通じた生きがいづくり、地域とのつながりづくり

県文化スポーツ部、県教育委員会事務局において、岩手県障がい者スポーツ大会、岩手県障がい者文化芸術祭、人づくり、地域づくり関係職員等研修講座、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業等の各種事業を実施し、幅広い分野のスポーツ活動、文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツや文化芸術を楽しむ機会を広げました。

【成果】

- 多様なニーズに対応した教育諸条件は、特別支援学級や通級指導教室の設置、高等学校における特別支援教育支援員の配置、通級指導教室の設置、外部専門家を活用した教育活動の充実を図ることができた。
- 共生社会の形成に向けた県民の理解・啓発については、市町村教育委員会や学校等において着実に進められてきている。

【課題】

- 地域等の実情に応じた計画的な整備を引き続き進めていくことや、特別支援学校再編整備計画に基づく整備の着実な実行を進めていくことが必要である。
- 策定調査の結果から、共生社会の形成に向けた県や市町村教育委員会等の取組、学校における特別支援教育の取組について、他部局等と連携しながら県民へ向けた情報発信の方法を検討し、周知していくことが必要である。
- スポーツ・文化芸術活動の充実による、才能発掘や生涯学習の推進には、引続き取り組んでいく必要がある。